

昭和60年12月15日

編集・発行

東京都中央区立 京橋図書館

東京都中央区築地1-1-1
電話 543-9025

八町堀襍記一〇

安藤菊二

八丁堀の材木問屋—紀文の古跡—皮薪問屋—大坂屋庄

三郎

八丁堀人物誌 1立川焉馬 2四世川柳 3落語家達

4

出世頭今泉也軒翁 5狂歌師達 6角力取宮城野

7

八丁堀の藏書家

○八丁堀と材木問屋

明治五年に陸軍省の要請に応じて、東京府庁において編纂した『東京府志料』卷三河渠志に記して、

八町堀、上は京橋の水路に続き、下は築地の海に入る。寛永年間通運便利の為めに、海口より長八町の堀を鑿し、故に名くと云。南岸は第一大区十小区、大富町南八町堀一三三目なり。北岸は十五小区松屋町三丁目本八町堀一町目より五町目乃至之に係る。延袤白魚橋より海口まで九町三十間、幅二十二間。

〔舟筏〕廻船一艘、五大力船一艘、伝馬船二十六艘、伝馬造茶船五十艘、茶船二十八艘、荷足船九艘、日除船十五艘、押送船七艘、湯船一艘、小艘七艘。」とあり、更に、本文に入つて同書卷之二十二、第一大区十五区小区の条下に

本八町堀一町目、八町堀の名義は寛永中

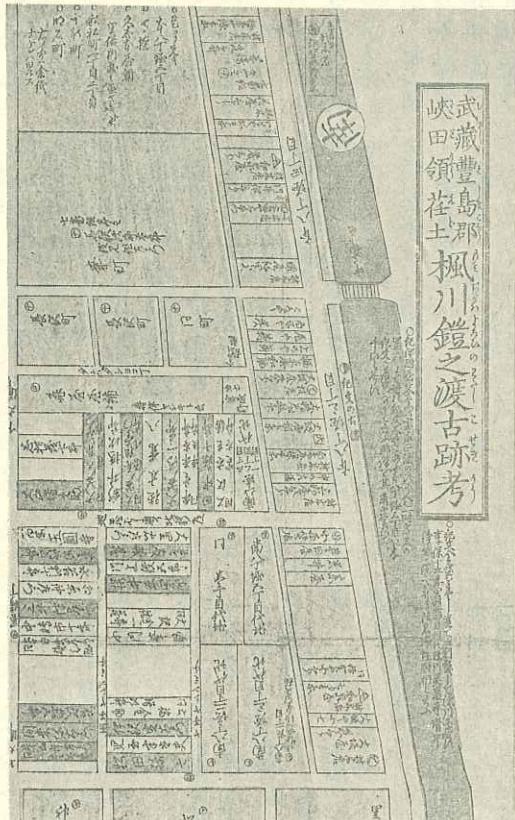
本文に入つて同書卷之二十二、第一大区十五区小区の条下に

〔舟筏〕廻船一艘、五大力船一艘、伝馬船二十六艘、伝馬造茶船五十艘、茶船二十八艘、荷足船九艘、日除船十五艘、押送船七艘、湯船一艘、小艘七艘。」とあり、更に、

と記し、物産として、わずかに一丁目の下駄、製造高五百雙と、四丁目の葛籠製造高三百六十箇を記述するにとどまる。船数に比して商店の著るしく専かりしを思ひしめる。

○紀文の古跡

○池田英泉の『楓川鎧之渡古跡考』を見ると、本八丁堀三丁目の河岸地に「〔紀文の古跡〕と刻し、傍らに、紀伊国屋文左衛門ハ宝永正徳の頃の人也。一時高名の富家にて、世に紀文大尽といふ。本八丁堀三丁目ハみ



(池田英泉編 弘化2年)

と記し、物産として、わずかに一丁目の下駄、製造高五百雙と、四丁目の葛籠製造高三百六十箇を記述するにとどまる。船数に比して商店の著るしく専かりしを思ひしめる。

通船便利のため長さ八町の堀を鑿

らしめ、高橋下より外濠に通ぜし

故に名とす。○一説町方書上に：

三町内名主岡崎十左衛門の先祖三

州岡崎宿統き八町村の者にて天正

十八年徳川氏入国の時扈從して江

戸に來り、此地を賜ふ。地勢岡崎

の八町堤に似たれば八町堀と称す

と云。案するに後年南八町堀の町

名ありし故に、此地は本の字を冠

らせしならん。明治二年此町の上

納地を又合併す。

と記し、物産として、わずかに一丁目の下駄、製造高五百雙と、四丁目の葛

籠製造高三百六十箇を記述するにとど

まる。船数に比して商店の著るしく専

かりしを思ひしめる。

相と云ふ。

と書き添えてある。

材木屋紀文の居宅のあつた、本八丁

堀の河岸地（北桜河岸）は二丁目から

五丁目にかけては、材木問屋や炭薪問

屋が軒を接していたようで、河岸添い

町の景観は、英泉の『鎧渡古跡考』か

らも充分に察しがつく。

『諸問屋名前帳』にも

板材木問屋、熊野間屋組合

本八丁堀五丁目家持

伊賀屋茂兵衛

本八丁堀五丁目利七地借吉野屋五郎兵衛

本八丁堀五丁目家持

雜賀屋安三郎

本八丁堀四丁目家持

和泉屋藤三郎

本八丁堀四丁目家持

宝田屋太郎右衛門

本八丁堀二丁目家持

柄原屋和助

本八丁堀三丁目家持

大坂屋庄三郎

本八丁堀三丁目家持

大島屋熊三郎

本八丁堀二丁目家持

柄原屋治兵衛

本八丁堀四丁目利兵衛地借

青梅屋吉兵衛

本八丁堀三丁目家持

利兵衛地借

と載っているのを見る。

○炭薪問屋

江戸の材木問屋の名簿の古いものは

残っていないが、炭薪問屋の方は、二

百三十年ほど前のものが残っている。

当時炭薪問屋の内に小売をする店があ

つて、仲買の商売が薄くなつて難渋す

るとして奉行所に訴え出た結果、奉行か

ら、職分を明確にするよう申渡しがあ

り、その時に「鰯船船付、川辺古問屋人數定名前書」の提出を見たのであつた。これによつて、諸問屋五百二十四人がきまつた。（東京市史稿、産業篇一七所収）この名簿に、八町堀地区の材木問屋の名が、すでにかなり多く見え、江戸時代中期における、この地区の問屋分布の状況を知ることができるので、書抜いてみるとこととする。嘉永の諸問屋再興時と比較する便宜ともなるであろう。（ただし南八丁堀は除外した）

一古問屋

本八丁堀五丁目嘉平屋川部や新八

此者近來改名新兵衛

此問屋株、天明五年二月外え譲渡ス

本八丁堀三丁目家主青木や伝七

本八丁堀三丁目同所三丁目家主上総屋亦兵衛

本八丁堀二丁目家主伊勢屋弥兵衛

本八丁堀二丁目同所同町忠兵衛店大坂屋庄三郎

本八丁堀二丁目同町嘉右エ門店杉島屋勘兵衛

本八丁堀二丁目竹丸太炭薪問屋

本八丁堀二丁目家持伯州住大坂屋庄三郎

右同地 伊賀屋小三郎

本八丁堀三丁目家持三河屋八三郎

本八丁堀二丁目丸屋吉兵衛

本八丁堀五丁目伊賀屋富七

本八丁堀三丁目伊賀屋元藏

本八町堀五丁目家持丸屋五郎兵衛

本八丁堀五丁目竹屋八三兵衛

本八町堀三丁目同町阿州住大坂屋利兵衛

付ヶ札

同町家持房州や吉兵衛

本八町堀四丁目徳平店伊丹屋九右衛門

本八町堀五丁目和泉屋勘之助

本八町堀四丁目信濃屋喜三郎

本八町堀五丁目家持松屋佐兵衛

本八町堀五丁目小池屋小兵衛

本八町堀五丁目家持宝田屋太郎右衛門

本八町堀四丁目駿河屋清七

本八町堀五丁目金次郎

本八町堀五丁目日高屋仁三郎

本八町堀五丁目紀伊国屋源八

本八町堀五丁目浦屋金次郎

本八町堀五丁目元治元年近江屋文助

本八町堀五丁目三河屋吉兵衛

本八町堀五丁目同右

本八町堀五丁目阿波州住浦屋金次郎

本八町堀四丁目元治元年近江屋文助

本八町堀四丁目同右

本八町堀四丁目三河屋吉兵衛

本八町堀四丁目同右

本八町堀四丁目三河屋吉兵衛

本八町堀四丁目同右

本八町堀四丁目三河屋吉兵衛

本八町堀四丁目同右

本八町堀四丁目三河屋吉兵衛

本八町堀四丁目同右

本八町堀四丁目三河屋吉兵衛

本八町堀四丁目同右

本八町堀四丁目三河屋吉兵衛

本八町堀四丁目同右

付ヶ札

本八町堀二丁目同三丁目種木屋啓次郎

安政七年同三丁目同

本八町堀二丁目小川屋源兵衛

本八町堀二丁目和泉屋勘之助

本八町堀二丁目駿河屋清七

本八町堀二丁目金次郎

本八町堀二丁目日高屋仁三郎

本八町堀二丁目紀伊国屋源八

本八町堀二丁目浦屋金次郎

本八町堀二丁目元治元年近江屋文助

本八町堀二丁目三河屋吉兵衛

本八町堀二丁目同右

本八町堀二丁目阿波州住浦屋金次郎

本八町堀二丁目元治元年近江屋文助

本八町堀二丁目同右

本八町堀二丁目三河屋吉兵衛

本材木町あいや弥兵衛。同丁あいやは
吉郎。本八丁目堺大坂屋庄三郎。同三丁目
阿波屋吉右エ門。同丁あわ屋吉三郎。
郎。同丁あは屋与市。同丁あい屋善
右エ門。同丁大坂屋利八。同丁大坂
屋万次郎。船松丁目江島屋利助。同丁阿
波屋林右エ門。上柳原丁はりま屋屋
兵衛。同丁あはや十兵衛。同丁くま
のや辰右エ門。同丁あいや直四郎。
同丁島屋久兵衛。同丁あはや源藏。
三十間堀あいや文太夫。同丁あはや丘
一丁目。同丁あいや文太夫。同丁あはや丘
助。水谷町住吉屋又次郎。同丁大坂屋
利兵衛。同丁あはや久兵衛。

之島屋利助。大は、本八丁堀二丁目の大坂屋庄三郎。播は、築地上柳原町の播磨屋九兵衛。野は、本船町の野上屋嘉右衛門であるという。

文政一二年の江戸の大火に八丁堀一円も全焼して、竹尾覚齋の『薪煙見聞日札』に「本八丁堀ての字大坂屋ハ、江戸にて伏見屋と同様にて、先江戸両派な家構への大商店だったことが知られる。『狂歌江戸名所図会』に、この八丁堀の阿波店ての字を詠んだ狂歌が八首も載っている。

番匠がかんな遊びのよき品をての字の見せでひさぐ材木 語吉憲喜樽材木を揚るての字の丸太がし木口にうずもみする阿波店 和朝亭国盛口も手も八丁堀のその中にわけてての字ハゆび折の店 有信亭友成つかみ取まうかる板の水揚にぬれしての字もあはの本店 東風のや材木のての字の店ハ帳面もおくもの多くありて世話しき 更科庵月芳川岸揚の板に李目の浪さへもうてての字や見せの汐時 花や藍瓶にうづ見見する紺かきのつどふての字も阿波店にして 更科庵月芳

戸船八丁堀の阿波の門前　和風亭　海苔まさにうづをも見する鳴
大坂屋庄三郎家については、なお、後日譚があつて、『徳島県史』に次のような記事を見る。
明治初期に、名東郡新居村の久次米兵次郎は「て印」の商号で全国に知られた一流の富豪として長者番付に名を連ね三井・鴻池・渋沢・安田と共に日本銀行の設立を創唱し、大倉喜八郎と肩を並べる威勢があり、久次米銀行は三井銀行と同列で、藤田銀行とともに中國地方の経済を左右したという。東京では藍商のほか、豊表・海産物・諸国物産を取り両替店を兼ね、また木材商を営んだが、これが深川木場における県人のめざましい発展の基礎となつたのである。(三六八頁)

「徳島県における産業革命は、全国の大勢よりもやや遅れて進み、金融機関も、明治十年に國立八十九、十二年に久次米、十五年に徳島、二十九年に阿波商業、三十三年に阿波農工の諸銀行が開業したが、私立となつた八十九銀行と、久次米銀行が、金融恐慌のために破産して、県下の財界に大きな衝撃

八丁堀人物誌

さあやめなさう
お嬢さん
お嬢さん

—

戯作者、鳥亭焉馬、二代目。『書畫

蒼粹』(天保三年刊)に、

江戸ノ人戯作ニ妙ヲ得テ其名高シ。

又俳諧哥コノミテ秀逸多シ。

談洲

樓焉馬ノ門人トナリ、焉馬没後ソノ

名ヲツキテ都下ニナ(鳴)ル。

と評し、住所を八丁堀龜島町代官屋敷

山崎首次郎と載せている。江戸南町奉

行所の与力を勤めていた人だからであ

る。延喜真治氏によれば、二代目焉馬

は与力の身分にありながら、遊蕩のた

め家督を弟に譲り、分米を得、気隨な

生涯を過ごし、文政二年焉馬を襲名し

て立川家元と称して、落語界に君臨、

亭号を立川に変えさせたりした。また

相撲を好んで行司となり、式守鬼一郎

と称したという。文久二年七月没。七

才。妻みよは、御狂言師の傍ら、和

歌・絵画をよくし、立川棟と称した。

元祖と称した。『狂句百人集柳樽』(天

保六年刊)の著あ

り、書中に

狂句元祖四世川柳

夜学にふけて

埋火もほたる

程

の句を載せてい

る。天保八年(二

八三七)引退。弘

化元年二月五日

に六七才で没し

嘉永三戌六月十六日に卒す。真月庵

天保三年版『書畫蒼粹』に、

八丁堀龜島町代官屋敷 立川梅子

た。

3 落語家達

八丁堀の同心組屋敷の貸長屋は、裸

舌耕を業とする落語家達の絶好の棲家

であった。『新燕石十種』第四巻に収

める『落語家奇奴部類』は、幕末弘化

二年に二代目扇橋の撰する所の書であ

るが、八丁堀住として掲げる落語家は

二代目立川百馬を筆頭に三十名を数え

る。以下、その人達の芸名を掲げる。

立川百馬。二代目立川焉馬。二代目立川

善馬(俗に今川奴と云)。立川小善馬(三

代目善馬惣)。立川白馬。石井文馬。紫檀

楼古喜。三扇亭岩藤。鶴声亭里生。

かやば町住三升亭小鉄。鯉遊亭談志。

鶴遊亭里松。鶴屋万助。大筒万八。

東生亭扇勇。三代目春風亭柳勢。藤盛

亭鐵山。面京亭捕枝。入船喜蔵。赤

毛舎馬丈。隅田川馬石。三田住山亭馬

久二(後に八丁堀に住す)。材木町住土橋亭

りん馬(後に八丁堀に住す)。土橋亭しん

馬。二代目立川善馬。門人、善馬同居立川

善橋。同立川善寿。同立川善蔵。同立川

小善馬(善馬惣也。八才にて初て席へ出る)。

馬竜生と名乗る。日暮に碑を残す。

わたしの実家は佐久間の邸から南

へ向って、地蔵橋の方へ少しばかり

往った西側であった。君の住居の直

ぐ向ふが幽靈横町で、その先きがド

ブ湯の横町、同側の南横町が、ちや

うちん駆け横町で、君のうしろが歌

人加藤枝直、千蔭先生などの住居で

あった。

酒樂信士。谷中。

4 出世頭、今泉也軒翁

八丁堀の同心組屋敷の貸長屋は、裸

舌耕を業とする落語家達の絶好の棲家

であった。『新燕石十種』第四巻に収

める『落語家奇奴部類』は、幕末弘化

二年に二代目扇橋の撰する所の書であ

るが、八丁堀住として掲げる落語家は

二代目立川百馬を筆頭に三十名を数え

る。以下、その人達の芸名を掲げる。

立川百馬。二代目立川焉馬。二代目立川

善馬(俗に今川奴と云)。立川小善馬(三

代目善馬惣)。立川白馬。石井文馬。紫檀

楼古喜。三扇亭岩藤。鶴声亭里生。

かやば町住三升亭小鉄。鯉遊亭談志。

鶴遊亭里松。鶴屋万助。大筒万八。

東生亭扇勇。三代目春風亭柳勢。藤盛

亭鐵山。面京亭捕枝。入船喜蔵。赤

毛舎馬丈。隅田川馬石。三田住山亭馬

久二(後に八丁堀に住す)。材木町住土橋亭

りん馬(後に八丁堀に住す)。土橋亭しん

馬。二代目立川善馬。門人、善馬同居立川

善橋。同立川善寿。同立川善蔵。同立川

小善馬(善馬惣也。八才にて初て席へ出る)。

馬竜生と名乗る。日暮に碑を残す。

わたしの実家は佐久間の邸から南

へ向って、地蔵橋の方へ少しばかり

往った西側であった。君の住居の直

ぐ向ふが幽靈横町で、その先きがド

ブ湯の横町、同側の南横町が、ちや

うちん駆け横町で、君のうしろが歌

人加藤枝直、千蔭先生などの住居で

あった。



四世川柳『狂句百人集柳樽』
(天保年6刊)

生涯を過ごし、文政二年焉馬を襲名し

て立川家元と称して、落語界に君臨、

亭号を立川に変えさせたりした。また

相撲を好んで行司となり、式守鬼一郎

と称したという。文久二年七月没。七

才。妻みよは、御狂言師の傍ら、和

歌・絵画をよくし、立川棟と称した。

元祖と称した。『狂句百人集柳樽』(天

保六年刊)の著あ

り、書中に

狂句元祖四世川柳

夜学にふけて

埋火もほたる

程

の句を載せてい

る。天保八年(二

八三七)引退。弘

化元年二月五日

に六七才で没し

嘉永三戌六月十六日に卒す。真月庵

わたしは幼少にして君の生家原の養子となつたので、どうでもからうも一人前の与力にならねばならない運命に陥り、専ら与力勤向の練習稽古をさせられ、今泉君のやうに聖堂に通うと云う事は出来なかつた。歳も上であつたから遊び友達も群が違つた。併し何しろ住居が目と鼻の先き程の近い所であつたから朝夕心易くした。且つ君の御尊父覚左衛門氏は年寄同心で、同心仲間の長者であった。素と町方と云う組は、与力五十人、同心二百五十人、之を南北二タ組に編し、与力二十五人、同心百二十五人を一団とし、隔月に主務を執り一切の訴願を受附け処理した。之を月番奉行所と云ひ、一方を非番奉行所と云ひ、前月受附けた訴願を處理するのである。

ぶにも苗字を呼捨にした。尚与力の家族も同じように、平素の交際によつて苗字を呼捨にしたものだが、父兄の訓導もあつたろうか、今泉氏に対しのみは、今泉のおぢさんと呼ばざれた。

今泉雄作、幼名亀太郎、初号文峯又常真居士、父は江戸南町奉行支配、組同心今泉覚左衛門(元長)、嘉永六年六月十九日八丁堀北島町(現日本橋北島町)に生る。野田笛浦に就て学び、書法を高林二峯に受く。十六才昌平学校に入り、明治の初め廢校退学す。某英学塾に通ひ、横浜居留の英国人某に接して英語の実習に劬む。御用達商小野組に迎えられ、直新聞編輯長に聘せらる。明治十年五月大学南校仏語教師仏国人ジユリーの薦めに依りて、仏国リオン府へ赴き、その途次印度に回遊して梵語を研究し、彼地に於ては日

本文学を教授す。偶々同地の東洋美術博物館々主ギメー氏と互に智識を交換して大に得る所あり、遂に館の客員となる。彼地に居ること七年。明治十六年帰朝し、文部省学務局に出仕して岡倉寛三氏と相謀り、文部卿に提議し、東京美術学校創立に方りて、岡倉氏は校長となり而して教職監理の任に膺れり。

京都美術工芸学校々長に転じ、帝室博物館美術部長、帝室博物館評議員に歴任し、前に古社寺保存会委員、東京絵画展覧会審査員等を命ぜらる。大正十一年十一月叙正四位勲三等、昭和五年九月九日動脈硬化症を発し、六年一月二十八日陞叙従三位、午後九時四十分長逝す。享年八十二。

少きより書画骨董品を好み、年の壯なる頃既に支那古器物を愛玩す。井上竹逸蒞て七絃琴の彈法を伝へ、明清の樂をも嗜み、志野流の香道、石州流の茶道と共に造詣深し。南画は初め阪田鷗客にその法を問い合わせ、來鑑賞と共に竹逸に私淑し、帝室博物館美術部長の職を辞して後は、広く古美術品鑑定の請ひに応じ、大倉集古館の館長に推され、日本美術協会その他日本書道会、木竹工芸会、陶工會等々考古に資する諸会に賛同せり。牛込区駒町宗柏寺に埋葬す。

5 地区居住の狂歌師達

碑面先礙庵大空常貞居士は生前自書に係る。その仏教に於ける眞言密最精しく、又禾山禪師に参じて証明を受けたり。(江戸文化第一第五卷第二号。) (昭和六年二月号)



『狂歌水滸伝』（文政5年刊）

鳳管 浅葉庵鳳

市島春城翁の『擁炉漫筆』所載の、
安田椎園邸に於ける談書会の中に

管別号桐齋

八丁堀の藏書家として、大久保紫香と

通称田中丘
隅。元と武藏

川崎の人。東都八丁堀に住

す。壇側。
（五百人一首）

樽崎海運の二人が話題に上っている。

△藏書家で軟派の親玉といふと、早

いところで大久保紫香あたりから、

話は初めねばなるまい。古いところ

は別とすると、紫香あたりが維新後

の藏書家といつていいだらう。自分

たちの知つてゐる頃の紫香は、八丁

堀に隠居してゐられた。表口に井戸

のあつた家だったと記憶する。本家

は橋町の袋物屋（？）と思ふ。通称

は源兵衛といった。（三村竹清氏の『本の話』によると、大正十五年二月二日六十三で歿した。）

△海運橋の袂にあつた紙屋が檜崎海

運。一元の第一銀行の前の土蔵造の窓から、本箱がギッシリ積んであつたが、海運橋からよく見えた。

役者、芝居ものの冊子が山とあつた。

その海運自筆の目録が出来てゐて、

月二日六十三で歿した。

7八丁堀の藏書家

船唄 東海園（初代）船唄。初号宝珠亭。通称坂上甚兵衛、東京日本橋坂本町に住す。宝市亭社中の判者。明治三年正月廿四日歿す。年六十七。

浅草吉野町念佛院に葬る。

第六卷・日記・紀行篇一九六頁)

の話。この「森羅万象」の役者の分

は、役者といふ役者一名優、人気俳

優をホントに網羅してあつた。表が

短冊で、裏が手紙其他の貼込といふ

のだから、キドッてゐる。これを相

当な値で求めたのだが、その細絵が

七枚ほどあつて、春章などがあつた。

吉金がこの春章などの七枚の細絵だけを、元価で譲つてくれと懇望して

ゐた。

橋崎文庫には、黄表紙など真新ら

しいのが、三百冊からもあつたと思

ふ。海運の親は、その頃、十二大通

の一人だつたといふ事だ。

（日本書誌学大系3二七一頁）

◆ 東京を語る会 第47回

日時 三月一日（土）午後二時～四時

演題 江戸の火消制度

講師 池上彰彦氏

（東京成徳短期大学教授）

◇ 「中央区年表」刊行のお知らせ

今年度は「江戸時代篇」中巻（元文

元年（一七三〇）～文化一四年（一七八

一）を刊行します。今回初めての試みと

して「江戸時代篇」上・中巻を御希望

の方に実費で頒布することになりまし

た。頒布時期・方法等については区の

広報等でお知らせいたします。